

令和3年3月2日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 令和3年度本庁機関等の再編について【福祉子どもみらい局関係】	1
2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて	2
3 津久井やまゆり園の再生について	4
4 中井やまゆり園の利用者の事故について	8
5 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の報告書素案について	10
6 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について	13
7 さがみ緑風園のケア付き宿泊療養施設としての活用について	18

1 令和3年度本庁機関等の再編について【福祉子どもみらい局関係】

令和3年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

(1) 再編の内容

ア 共生推進体制の強化

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や利用者目線に立った新しい障がい福祉の推進など、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、総務室の利用者支援検証部門と共生社会推進課、人権男女共同参画課を統合し、共生推進本部室を設置する。

現 行	再編後
<p>【福祉子どもみらい局】</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務室 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援検証部門 — 共生社会推進課 — 人権男女共同参画課 — 子どもみらい部 	<p>【福祉子どもみらい局】</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務室 — 共生推進本部室 — 子どもみらい部

イ 大和綾瀬地域児童相談所の設置

大規模化した児童相談所の適正規模化や、迅速かつ的確に事案に対応できる体制の確保のため、中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、大和綾瀬地域児童相談所を設置する。

現 行	再編後
<p>【福祉子どもみらい局】</p> <p>中央児童相談所 [所管区域：藤沢市、茅ヶ崎市、<u>大和市</u>、高座郡]</p> <p>厚木児童相談所 [所管区域：厚木市、海老名市、座間市、<u>綾瀬市</u>、愛甲郡]</p>	<p>【福祉子どもみらい局】</p> <p>中央児童相談所 [所管区域：藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡]</p> <p>厚木児童相談所 [所管区域：厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡]</p> <p>大和綾瀬地域児童相談所〔新設〕 [所管区域：<u>大和市</u>、<u>綾瀬市</u>]</p>

(2) 再編の時期

令和3年4月1日

2 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和2年度の取組み等について報告する。

(1) 令和2年度の取組み

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント「みんなあつまれ」の開催が困難となる中で、県のたよりやホームページ、SNSなどの様々な手法を活用しながら、憲章の理念の普及に取り組んだ。

今年度の県民ニーズ調査において、憲章の認知度は、前年度比7.2ポイント増の22.9%となった。

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

令和2年7月20日から26日までの推進週間に、次の取組みを行った。

(ア) 津久井やまゆり園事件の追悼

追悼式は開催しなかったが、事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園前に献花台を設置するとともに、追悼の言葉等を県のホームページに掲載した。

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

県のたより、タウン誌、ポスターの駅貼り等による広報を実施したほか、音楽を通じて「ともに生きる社会」を表現するため、神奈川フィルハーモニー管弦楽団と津久井養護学校がリモートで合唱・合奏した動画を作成・配信した。

イ 共生社会実現フォーラムの実施

令和2年12月に、「今こそつながろう！」をコンセプトに、共生社会を自分ごととして考えるためのフォーラムをオンラインにより開催し、共生社会の実現に向けて活動している方々の講演や、学生による活動報告、グループ討論、金澤翔子氏のオンライン作品展などを実施した。

ウ 市町村との連携

市町村と連携した取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

- ・ 市町村の広報誌への憲章のPR文の掲載
- ・ 「ともに生きる」に関するパネル展示の実施
- ・ 市町村の協力を得て自治会等の掲示板で、憲章のチラシの掲示

エ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、憲章の理念の普及を図った。

- ・ ホームページで障がい者団体等の活動の情報発信を行うとともに、イベントへの出店を希望する障がい者団体等とイベント主催者とのマッチング等の実施
- ・ 憲章の理念に賛同した企業・団体とのマスク等のコラボグッズの製作・販売

オ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図った。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む）の実施
- ・ 県立高校を対象に、憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の実施
- ・ 県立及び市町村立の図書館において、憲章を記載したしおりの配布

カ 大学との連携

大学と連携し、学生への憲章の理念の普及を図った。

- ・ 鎌倉女子大学の学生による障がい当事者との交流会を通じた憲章の理念の普及に関する企画・発信など

キ 若年層を主要なターゲットとした取組み

ロゴデザインを活用した取組みとして、SNS等を利用した広報に加えて、企業・団体とのコラボグッズも活用し、若年層を含む多くの県民を対象に、憲章の理念の普及を図った。

(2) 令和3年度の実施の方向性

20歳代以下から40歳代までの憲章の認知度が特に低いことなどの県民ニーズ調査結果も踏まえ、各年齢層に対する効果的な広報について、内容や手段などを工夫するとともに、引き続き、市町村や企業、団体、教育などと連携した取組みを進めることにより、憲章の理念の着実な普及を図る。

3 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や指定管理等について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

令和 3 年 3 月現在、内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 8 月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による
施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 3 月現在、居住棟の躯体工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

(ア) 落札業者の決定

モニュメントの制作に向けて、1 月 26 日に入札を公告し、2 月 24 日に落札業者を決定した。

請負業者：株式会社植義（相模原市緑区）

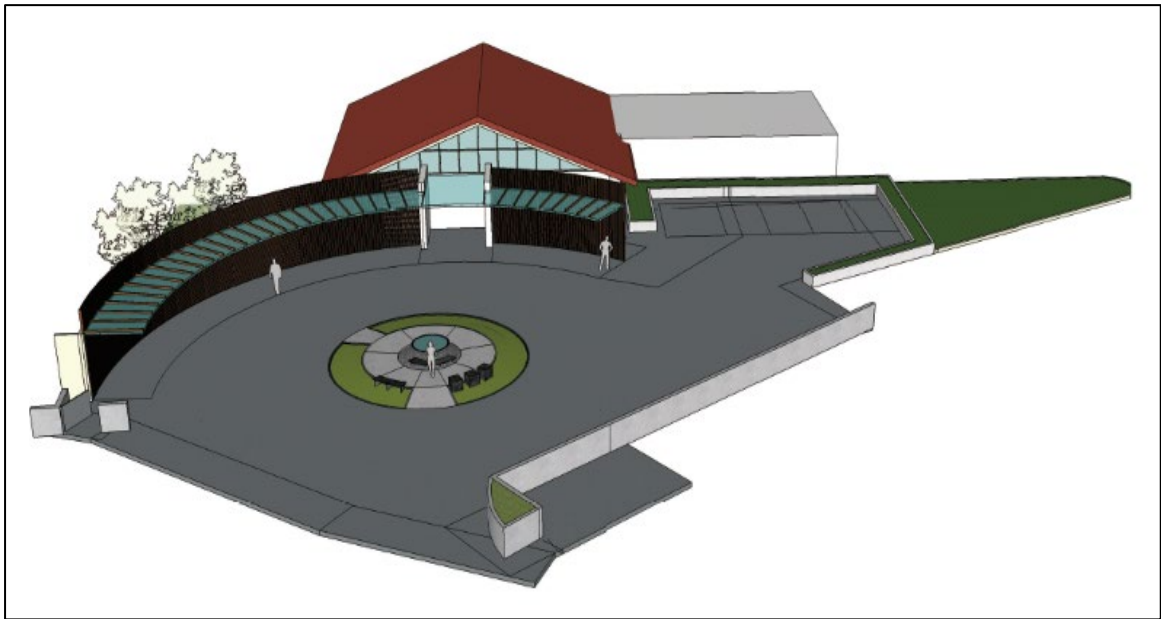
(イ) 今後のスケジュール

令和 3 年 3 月 制作開始

7 月 整備完了

参考 設計イメージ

1 鳥瞰図



2 詳細図



(2) 指定管理

- ・ 新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者について、令和3年第1回県議会定例会に令和3年8月から令和4年度末までを指定期間として、かながわ共同会を指定管理者とする指定議案を提出した。
- ・ 本定例会で議決をいただいた後は、次のスケジュールで手続きを進める。

(今後のスケジュール)

令和3年4月 指定管理者の指定に係る告示
8月 非公募による指定管理の実施

(参考：指定管理者候補の選定に至る経緯)

- ・ 新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者について、非公募によりかながわ共同会からの申請について審査を行った。
- ・ この審査では、指定管理者評価委員会が書面評価及び面接評価を行い、かながわ共同会を指定管理者候補としての水準を満たすと判断した。
- ・ 県としては、評価委員会の評価結果を確認し、選定基準に沿った適切な評価が行われていることから、かながわ共同会を指定管理者候補に選定した。

<別添参考資料>

参考資料1 「神奈川県立障害福祉関係施設（津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園）指定管理者評価委員会評価報告書」

(3) 利用者の意思決定支援

県は、津久井やまゆり園の利用者一人ひとりが、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する、意思決定支援に取り組んでいる。

ア 取組状況

意思決定支援の対象となる119名全ての利用者を対象とした、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する意思決定支援チームを利用者ごとに設置し、支援状況の確認、サービス等利用計画等の見直しを集中的に行っている。

令和3年度の津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への移転等に向けた「意思決定支援検討会議」は令和2年内に概ね完了した。

イ 今後の取組み

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援については、利用者の新施設等への移転以降も、継続して実施していく予定である。

4 中井やまゆり園の利用者の事故について

県立障害者支援施設「中井やまゆり園」において発生した事故について、現在の対応状況を報告する。

(1) 事故の概要

- ・ 令和2年10月18日、職員が昼食の準備をするため寮の食堂にある配膳室を出入りしていたところ、男性利用者が配膳室にあったパンを食べ、のどに詰まらせる事故が発生した。
- ・ 病院に緊急搬送され、一命はとりとめたが、現在も人工呼吸器を装着し、意識がない状態である。

(2) 事故の検証

ア 園による検証

- ・ 同園では、園内に設置したリスクマネジメント委員会が中心となって、事故に関する事実や課題の調査を行った。
- ・ 同園職員と第三者委員（弁護士、元家族会会長、学識者、苦情解決委員、障がい当事者、救急関係助言者）で構成した検証委員会において、令和2年11月から3回にわたり、同園で行った調査をもとに、利用者支援の内容や方法に問題がなかったか検証等を行い、検証報告書が取りまとめられた。

イ 検証報告書の概要

- ・ 配膳室の施錠の徹底に対する取組みが不十分であり、「安全配慮義務」に反していたと言わざるを得ない。
- ・ 利用者が意識を失って倒れた後の救急処置は適切に行われていた。
- ・ 今後園は、リスクだけを考え、利用者を管理する方向でなく、ハード面での工夫ができないか検討していくべき。

(3) 事故に対する県の見解

- ・ 検証報告書の内容を確認した結果、県には過失があったと認識している。

(4) 今後の対応

- 利用者ご家族には、あらためて、事故に対する県の見解を報告するとともに、利用者の療養にかかる費用について対応を進める。
- 二度と同じ事故を起こさないよう、利用者の食事に係るリスクの共有や配膳室の施錠の徹底を図るとともに、配膳室の自動施錠といったハード面の見直しを検討するなど、再発防止に向けた取り組みを確実に進める。
- 検証報告書の概要を、県内の事業所と情報共有し、同様の事故が起こらないよう注意喚起する。

5 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の報告書素案について

「神奈川県障害者施策審議会」（以下「審議会」という。）の部会として設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）では、県立障害者支援施設6施設の支援の検証を行うとともに、利用者目線の支援のあり方について検討してきたが、今般、報告書の取りまとめに向けて、報告書素案が提示されたので報告する。

(1) 報告書素案

参考資料2「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書（素案）」のとおり。

(2) 報告書素案の主な内容

ア 利用者目線の支援とは

利用者目線の支援について、『利用者のためにはこれが良い』という支援者側の目線ではなく、どんなに重い障がいがあっても、利用者本人には必ず意思があるという理解に立ち、本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す支援を行うこと」と考える。

イ 検証結果

(ア) 概要

- ・ 県立障害者支援施設6施設を対象として、書面調査、ヒアリングにより、利用者の支援の検証を実施した。
- ・ 身体拘束の3要件の認識など、改善は進み始めているものの、一部の施設で、未だ見守り困難を理由とした身体拘束がある事例や、行動障がいのある利用者に不可欠な「エビデンスに基づく支援」が十分行われていない事例が見られるなど、利用者目線の支援にはなっていない状況が確認された。

(イ) 津久井やまゆり園（指定管理者：社会福祉法人かながわ共同会）

- ・ 安全確保や利用者の障がい特性を理由に、代替性の検討を十分行わないまま身体拘束を行っていた。
- ・ 意思決定支援の取組みを通じて、職員の意識が変わり、身体拘束の軽減や廃止に向けた取組みが進んできている。

- (ウ) 中井やまゆり園（県直営）
 - ・ 障害者虐待防止法についての認識が低く、本人の障がい特性を理由に身体拘束を行っており、環境側のアセスメントも不十分である。
- (エ) さがみ緑風園（県直営）
 - ・ 園長のリーダーシップの下、施設内の診療所の医療スタッフとの連携が図られ、身体拘束の軽減や廃止に向けた取組みが進んでいる。
- (オ) 愛名やまゆり園（指定管理者：社会福祉法人かながわ共同会）
 - ・ 安全確保や障がい特性を理由にして、身体拘束を行っていた。
 - ・ 令和元年度後半から、身体拘束の軽減や廃止に向けた取組みを進めており、件数の減少が見られる。
- (カ) 厚木精華園（指定管理者：社会福祉法人かながわ共同会）
 - ・ 高齢の利用者が多く、転倒による怪我のリスクが大きいことから、利用者の安全確保を優先し、身体拘束を行っていた。
 - ・ 令和2年度から、身体拘束の軽減や廃止に向けた取組みを進めており、件数の減少が見られる。
- (キ) 三浦しらとり園（指定管理者：社会福祉法人清和会）
 - ・ 身体拘束の軽減や廃止に向け、組織的な検討が不十分だった時期があるが、現在は、園長から現場職員まで一貫した姿勢で取り組んでいる。

ウ 利用者目線の支援の実践に向けて

利用者目線の支援を進めるため、虐待ゼロの実現を目指した取組み、行動障がいを軽減するための支援技術の向上、意思決定支援の推進などの視点を踏まえた取組みの強化が求められる。

(3) 第6回検討部会（令和3年2月22日）での主な意見

- ・ なぜ身体拘束に頼った支援が行われていたのか、職員目線ではなく利用者目線の支援が重要だということを強く打ち出す必要がある。
- ・ 大規模な障害者支援施設において、強度行動障がいの支援を行う中で、身体拘束が行われる構造的な課題について記載した方がよい。

- ・ 身体拘束の軽減、廃止に向け、改善していこうという機運が各施設に生まれていることは記載した方がよい。
- ・ 「今後に向けて」の項目には、何らかの検討会を作って、次に何を検討していくべきか、具体的に記載した方がよい。

(4) 今後のスケジュール

検討部会及び審議会で、令和3年3月末までに報告書として取りまとめられる予定である。

(参考)

検討部会の開催状況等

検討部会の設置期間は令和2年7月8日から令和3年3月31日までとしており、開催状況等は次のとおり。

〔第4回検討部会〕

開催日 令和2年12月16日（水）

議事 県立障害者支援施設における支援の検証状況について

〔第5回検討部会〕

開催日 令和3年2月1日（月）

議事 ・ 県立障害者支援施設における支援の検証結果について
・ 報告書骨子案について

〔第6回検討部会〕

開催日 令和3年2月22日（月）

議事 ・ 意思決定支援について
・ 報告書素案について

〔検証ヒアリング〕

令和2年12月から令和3年1月にかけて、三浦しらとり園、厚木精華園、さがみ緑風園の検証ヒアリングを実施した。

6 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」は令和3年3月で計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和2年12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
- 令和2年12月～令和3年1月 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
- 令和3年2月 かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会を開催

(2) 改定のポイント

ア 地域共生社会の実現

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで高齢者やその家族・介護者（ケアラー）が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図る。

イ 認知症とともに生きる社会づくり

令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症になりうることを意識し、認知症の人が自ら認知症理解のために発信する本人発信への支援など、同じ社会でともに生きる、共生の基盤のもと、認知症施策を進める。

ウ ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

令和元年度に国のパイロット事業として実施した介護現場革新会議の成果を踏まえ、介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図る。

エ 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図る。

(3) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和2年12月15日～令和3年1月24日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 64件

(イ) 意見の内訳

区 分	件数
(a) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関するもの	30件
(b) 認知症とともに生きる社会づくりに関するもの	5件
(c) 安全・安心な地域づくりに関するもの	1件
(d) 社会参画の推進に関するもの	3件
(e) 介護保険サービス等の適切な提供に関するもの	2件
(f) 人材の養成、確保と資質の向上に関するもの	8件
(g) サービス提供基盤の整備に関するもの	5件
(h) 介護現場の革新に関するもの	1件
(i) 介護保険給付適正化の取組への支援に関するもの	1件
(j) その他	8件
計	64件

(ウ) 意見の反映状況

区 分	件数
(a) 新たな計画案に反映しました。	21件
(b) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	14件
(c) 今後の政策運営の参考とします。	19件
(d) 反映できません。	6件
(e) その他（感想・質問等）	4件
計	64件

(エ) 主な意見

a 新たな計画案に反映した意見

- ・ 8050 問題は在宅診療に携わる職種であればよく目にする。地域包括支援センターへの連絡を促進する施策をお願いしたい。
- ・ 認知症の予防対策、MCI 診断などの早期対応の充実のため、認知症疾患医療センターの充実と医師会との連携を強化していく必要がある。
- ・ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、通いの場や移動支援等、地域の団体や地域住民などとの協働が不可欠。市町村の特徴を活かしながら、介護予防事業の取組が一体として行えるような計画を要望する。

b 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ オーラルフレイルを改善することで認知症の未病改善につながるのではないか。
- ・ 地域包括支援センターの業務量が多く、本来の機能が活かされていないように感じる。介護予防事業の一部を民間に委託するなどし、地域包括支援センターが地域のマネジメント業務、人と人をつなげる役割をしっかりと担えるようにするべき。
- ・ 医療と介護の両方を利用する際、制度が複雑でわかりにくいので、利用者から見てわかりやすい制度設計をしてほしい。

c 今後の政策運営の参考とする意見

- ・ ケアラー支援に当たっては、ケアラーが抱える悩みの相談窓口を周知するようにしてほしい。
- ・ 「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」には、「死」に対して思いをはせる機会が必要である。
- ・ 高齢者の看取りの場として、入所施設等にどの程度対応してもらうのか、展望を示す必要がある。
- ・ 介護現場の負担軽減のため文書負担の軽減が記載されているが、いろいろな部署から同じような書類の提出を求められる。

d 反映できない意見

- ・ 低所得の人を救うことは大事だが、元気な高齢者は仕事を選ばず働くことを義務づけるべきである。

e その他（感想・質問等）

- ・ 認知症の人本人からの発信支援の「本人ミーティング」は当事者活動のことを指すのか確認したい。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 市町村との調整を踏まえ、「計画の目標値等」に第8期のサービス見込量、施設整備目標値及び2025年度、2040年度のサービス見込量を記載した。
- ・ (仮称) ケアラー支援庁内連絡会議を設置し横断的に取組を進めていくことを位置づけた。
- ・ 災害派遣福祉チーム(DWAT)について追記した。
- ・ 介護事業所の業務継続計画(BCP)策定支援について追記した。
- ・ 県民意見募集(パブリック・コメント)を踏まえて、一部の文言を修正した。

(5) 今後のスケジュール

令和3年3月 神奈川県社会福祉審議会で改定計画案を審議
改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3 「かながわ高齢者保健福祉計画(第8期 令和3年度～令和5年度)」案

(参考)

改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和3年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

(いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画とする。)

エ 対象区域

県内全市町村とする。

7 さがみ緑風園のケア付き宿泊療養施設としての活用について

新型コロナウイルス感染症対策として、介護者が不在となった在宅の高齢者や障がい者で福祉的ケアの割合が高く医療機関への入院が難しい方を受け入れる、「ケア付き宿泊療養施設」を県立障害者支援施設「さがみ緑風園」に新たに設置することとしたので報告する。

(1) ケア付き宿泊療養施設の概要

ア 開設時期 令和3年4月1日

イ 定員 4名

参考 さがみ緑風園の概要

施設種別 指定障害者支援施設（施設入所支援、生活介護、短期入所）

所在地 相模原市南区麻溝台2-4-18

敷地面積 18,439.79 m²

建物面積 11,063.16 m²（管理棟：S造、居住棟：RC造）

施設規模 入所140名（うち短期入所12名）

※ 令和3年4月～入所120名（うち短期入所12名）

通所12名